

『保険診療の手引』 2018年4月版 正誤及び追補 (2018.7.23)

※2018年7月以降に新たに示された追補に基づく正誤に関しては■印で示している。

頁	訂正箇所	誤	正																																							
■9	下から2行目	4. ※2は 2018年10月 に受領委任払い制度が導入される。	4. ※2は 2019年1月 に受領委任払い制度が導入される。																																							
■60	高額療養費（負担限度額までの徴収時）の窓口確認が必要な認定証等 右のように訂正	<p>高額療養費（負担限度額までの徴収時）の窓口確認が必要な認定証等（2018年8月以降）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年齢と所得区分</th> <th>外来・入院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">70歳未満 (後期高齢者除く)</td> <td>低所得者(オ)</td> <td>被保険者証(保険証) + 限度額適用・標準負担額減額認定証</td> </tr> <tr> <td>一般所得(ウ)(エ) 上位所得者(ア)(イ)</td> <td>被保険者証(保険証) + 限度額適用認定証</td> </tr> <tr> <td>低所得者I(オ)</td> <td>被保険者証(保険証) + 高齢受給者証 + 限度額適用・標準負担額減額認定証</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">70歳～74歳 高齢受給者 (後期高齢者除く)</td> <td>一般所得(エ)</td> <td>被保険者証(保険証) + 高齢受給者証</td> </tr> <tr> <td>現役並み所得(イ)(ウ)</td> <td>被保険者証(保険証) + 高齢受給者証 + 限度額適用認定証</td> </tr> <tr> <td>現役並み所得(ア)</td> <td>被保険者証(保険証) + 高齢受給者証</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">75歳以上 65歳以上で一定以上の障がい状態にある者 (後期高齢者)</td> <td>低所得者I(オ)</td> <td>後期高齢者医療被保険者証 + 限度額適用・標準負担額減額認定証</td> </tr> <tr> <td>低所得者II(オ)</td> <td>後期高齢者医療被保険者証</td> </tr> <tr> <td>一般所得(エ)</td> <td>後期高齢者医療被保険者証</td> </tr> <tr> <td>現役並み所得(イ)(ウ)</td> <td>後期高齢者医療被保険者証 + 限度額適用認定証</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>現役並み所得(ア)</td> <td>後期高齢者医療被保険者証</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 : 太字()内のア～オは限度額適用認定証等に表示されている区分 注2 : アンダーラインを付した認定証は、患者が保険者に申請して交付を受けておかなければならない 注3 : 高齢受給者、後期高齢者の高額療養費の取扱いが変更されているので注意が必要</p>	年齢と所得区分		外来・入院	70歳未満 (後期高齢者除く)	低所得者(オ)	被保険者証(保険証) + 限度額適用・標準負担額減額認定証	一般所得(ウ)(エ) 上位所得者(ア)(イ)	被保険者証(保険証) + 限度額適用認定証	低所得者I(オ)	被保険者証(保険証) + 高齢受給者証 + 限度額適用・標準負担額減額認定証	70歳～74歳 高齢受給者 (後期高齢者除く)	一般所得(エ)	被保険者証(保険証) + 高齢受給者証	現役並み所得(イ)(ウ)	被保険者証(保険証) + 高齢受給者証 + 限度額適用認定証	現役並み所得(ア)	被保険者証(保険証) + 高齢受給者証	75歳以上 65歳以上で一定以上の障がい状態にある者 (後期高齢者)	低所得者I(オ)	後期高齢者医療被保険者証 + 限度額適用・標準負担額減額認定証	低所得者II(オ)	後期高齢者医療被保険者証	一般所得(エ)	後期高齢者医療被保険者証	現役並み所得(イ)(ウ)	後期高齢者医療被保険者証 + 限度額適用認定証			現役並み所得(ア)	後期高齢者医療被保険者証										
年齢と所得区分		外来・入院																																								
70歳未満 (後期高齢者除く)	低所得者(オ)	被保険者証(保険証) + 限度額適用・標準負担額減額認定証																																								
	一般所得(ウ)(エ) 上位所得者(ア)(イ)	被保険者証(保険証) + 限度額適用認定証																																								
	低所得者I(オ)	被保険者証(保険証) + 高齢受給者証 + 限度額適用・標準負担額減額認定証																																								
70歳～74歳 高齢受給者 (後期高齢者除く)	一般所得(エ)	被保険者証(保険証) + 高齢受給者証																																								
	現役並み所得(イ)(ウ)	被保険者証(保険証) + 高齢受給者証 + 限度額適用認定証																																								
	現役並み所得(ア)	被保険者証(保険証) + 高齢受給者証																																								
75歳以上 65歳以上で一定以上の障がい状態にある者 (後期高齢者)	低所得者I(オ)	後期高齢者医療被保険者証 + 限度額適用・標準負担額減額認定証																																								
	低所得者II(オ)	後期高齢者医療被保険者証																																								
	一般所得(エ)	後期高齢者医療被保険者証																																								
	現役並み所得(イ)(ウ)	後期高齢者医療被保険者証 + 限度額適用認定証																																								
		現役並み所得(ア)	後期高齢者医療被保険者証																																							
■61	左段下から23行目	<p>(13)70歳以上の高額療養費</p> <p>2012(平成24)年4月1日から70歳以上の患者の窓口負担について、被保険者が高齢受給者証、または後期高齢者被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関の窓口へ提出することにより、医療機関は高額療養費の自己負担限度額までを徴収すればよいことになっている(自己負担限度額を超えた分については現物給付)。なお、認定証は個人ごとに交付される。</p> <p>70歳以上の高額療養費の現物給付にあたっては、「特記事項」欄への記載は求められていないが、「低所得者の世帯」の限度額適用・標準負担額減額認定証(資料3 ⇒P.66)(適用区分が「I」、「II」であるもの)が提示された場合には、「摘要」欄に「低所得I」、「低所得II」と記載する。</p> <p>「療養の給付」欄については、高額療養費に該当する場合のみ一部負担金を記載する。</p>	<p>(13)70歳以上の高額療養費</p> <p>2012(平成24)年4月1日から70歳以上の患者の窓口負担について、被保険者が高齢受給者証、または後期高齢者被保険者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関の窓口へ提出することにより、医療機関は高額療養費の自己負担限度額までを徴収すればよい(自己負担限度額を超えた分については現物給付)。なお、認定証は個人ごとに交付される。</p> <p>70歳以上の高額療養費の現物給付にあたっては、2018(平成30)年8月の高額療養費の改定により、現役並み所得(イ)(ウ)の患者も限度額適用認定証が必要になった。また、限度額適用区分と「特記事項」欄の記号について、「特記事項」欄への記載が必要となった。区分と記号は上記70未満の表と同じ。なお、「低所得者の世帯」の限度額適用・標準負担額減額認定証(資料3 ⇒P.66)(適用区分が「I」、「II」であるもの)が提示された場合には、「摘要」欄への「低所得I」、「低所得II」の記載が引き続き必要である。</p> <p>「療養の給付」欄については、高額療養費に該当する場合のみ一部負担金を記載する。</p>																																							
■68	70歳以上の高齢者(後期高齢者・高齢受給者)の表を右のように訂正	<p>70歳以上の高齢者(後期高齢者・高齢受給者)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">限度額適用区分</th> <th colspan="2">区分(年収)※3</th> <th rowspan="2">一部負担割合</th> <th colspan="2">レセプト単位</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>入院外(個人単位)</th> <th>入院外+入院(世帯単位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ア</td> <td rowspan="3">現役並み所得者</td> <td>年収約1160万円～</td> <td rowspan="3">3割</td> <td rowspan="3">252,600円+(医療費-842,000円)×1%</td> <td rowspan="3">57,600円</td> </tr> <tr> <td>健保: 標報83万円以上</td> <td rowspan="2">多数該当: 140,100円</td> </tr> <tr> <td>国保: 課税所得690万円以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">イ</td> <td rowspan="2">一般所得者</td> <td>年収770万円～1160万円</td> <td rowspan="2">167,400円+(医療費-558,000円)×1%</td> <td rowspan="2">多数該当: 93,000円</td> </tr> <tr> <td>健保: 標報53～79万円 国保: 課税所得380万円以上</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>一般所得者</td> <td>年収370万円～770万円 健保: 標報28～50万円 国保: 課税所得145万円以上</td> <td>80,100円+(医療費-267,000円)×1%</td> <td>多数該当: 44,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">エ</td> <td rowspan="2">低所得者I</td> <td rowspan="2">年収156万円～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満(※4)</td> <td rowspan="2">1割 又は 2割 (※1、2)</td> <td rowspan="2">18,000円(※2) (年間上限144,000円)</td> <td rowspan="2">24,600円</td> </tr> <tr> <td>低所得者II</td> <td>8,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table>	限度額適用区分	区分(年収)※3		一部負担割合	レセプト単位				入院外(個人単位)	入院外+入院(世帯単位)	ア	現役並み所得者	年収約1160万円～	3割	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	57,600円	健保: 標報83万円以上	多数該当: 140,100円	国保: 課税所得690万円以上	イ	一般所得者	年収770万円～1160万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	多数該当: 93,000円	健保: 標報53～79万円 国保: 課税所得380万円以上	ウ	一般所得者	年収370万円～770万円 健保: 標報28～50万円 国保: 課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	多数該当: 44,400円	エ	低所得者I	年収156万円～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満(※4)	1割 又は 2割 (※1、2)	18,000円(※2) (年間上限144,000円)	24,600円	低所得者II	8,000円	15,000円	
限度額適用区分	区分(年収)※3			一部負担割合	レセプト単位																																					
			入院外(個人単位)		入院外+入院(世帯単位)																																					
ア	現役並み所得者	年収約1160万円～	3割	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	57,600円																																					
		健保: 標報83万円以上				多数該当: 140,100円																																				
		国保: 課税所得690万円以上																																								
イ	一般所得者	年収770万円～1160万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	多数該当: 93,000円																																						
		健保: 標報53～79万円 国保: 課税所得380万円以上																																								
ウ	一般所得者	年収370万円～770万円 健保: 標報28～50万円 国保: 課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	多数該当: 44,400円																																						
エ	低所得者I	年収156万円～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満(※4)	1割 又は 2割 (※1、2)	18,000円(※2) (年間上限144,000円)	24,600円																																					
						低所得者II	8,000円	15,000円																																		

<p>■70</p>	<p>左段下から18行目</p> <p>右段7行目の次に追加</p>	<p>ただし、70歳以上の高齢受給者・後期高齢者ともに低所得の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要。</p>	<p>ただし、70歳以上の高齢受給者・後期高齢者ともに限度額適用区分(イ)(ウ)の方は「限度額適用認定証」が、低所得の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要。</p>																								
<p>■72</p>	<p>一部負担金等一覧表</p>	<p>表中、「75歳以上の誕生月以外(平成30年8月1日～)」について、上記P.68の「限度額適用区分」同様の追記をする。</p>																									
<p>■ 1767 ～ 1768</p>	<p>「特記事項」欄を右のように訂正</p>	<p>13 「特記事項」欄 (2018年8月以降)</p> <table border="1" data-bbox="438 548 1548 2038"> <thead> <tr> <th>コード</th> <th>略号</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17</td> <td>削除 上位</td> <td>(削除) 70歳以上で「標準報酬月額83万円以上(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得145万円以上)の世帯」の適用区分(IV)の記載のある難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という)に基づく医療受給者証(以下「特定医療費受給者証」という)又は特定疾患医療受給者証が提示された場合(特記事項「22」に該当する場合を除く)</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>削除 一般</td> <td>(削除) 70歳以上で「標準報酬月額26万円以下(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得145万円未満)の世帯」の適用区分(III)の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合(特記事項「24」の②に該当する場合を除く)</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>削除 低所</td> <td>(削除) 70歳以上で「低所得者の世帯」の適用区分(I又はII)の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>削除 多士</td> <td>(削除) 70歳以上で「標準報酬月額83万円以上(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得145万円以上)の世帯」の適用区分(IV)の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合であって、難病法による特定医療又は特定疾患治療研究事業に係る公費負担医療(入院に限る)の自院における高額療養費の支給が直近12か月間において4月日以上である場合</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>区ア</td> <td>70歳未満で以下のいずれかに該当する場合 ① (変更なし) ② 「標準報酬月額83万円以上(国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得901万円超)の世帯」の適用区分(ア)の記載のある難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という)に基づく医療受給者証(以下「特定医療費受給者証」という)、特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証が提示された場合(特記事項「31」に該当する場合を除く) 70歳以上で以下のいずれかに該当する場合 ① 「標準報酬月額83万円以上(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得690万円以上)の世帯」の高齢受給者証又は後期高齢者医療被保険者証(一部負担金の割合(3割))の提示のみの場合 ② 「標準報酬月額83万円以上(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得690万円以上)の世帯」の適用区分(VI)の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合(特記事項「31」に該当する場合を除く)</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>区イ</td> <td>70歳未満で以下のいずれかに該当する場合 ① (変更なし) ② (変更なし) 70歳以上で以下のいずれかに該当する場合 ① 「標準報酬月額53万～79万円(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得380万円以上)の世帯」の限度額適用認定証(適用区分が(現役並みⅡ又は現役Ⅱ))が提示された場合 ② 「標準報酬月額53万～79万円(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得380万円以上)の世帯」の適用区分(V)の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合(特記事項「32」に該当する場合を除く)</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>区ウ</td> <td>70歳未満で以下のいずれかに該当する場合 ① (変更なし) ② (変更なし) 70歳以上で以下のいずれかに該当する場合 ① 「標準報酬月額28万～50万円(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得145万円以上)の世帯」の限度額適用認定証(適用区分が(現役並みⅠ又は現役Ⅰ))が提示された場合 ② 「標準報酬月額28万～50万円(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得145万円以上)の世帯」の適用区分(IV)の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合(特記事項「33」に該当する場合を除く)</td> </tr> </tbody> </table>		コード	略号	内 容	17	削除 上位	(削除) 70歳以上で「標準報酬月額83万円以上(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得145万円以上)の世帯」の適用区分(IV)の記載のある難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という)に基づく医療受給者証(以下「特定医療費受給者証」という)又は特定疾患医療受給者証が提示された場合(特記事項「22」に該当する場合を除く)	18	削除 一般	(削除) 70歳以上で「標準報酬月額26万円以下(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得145万円未満)の世帯」の適用区分(III)の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合(特記事項「24」の②に該当する場合を除く)	19	削除 低所	(削除) 70歳以上で「低所得者の世帯」の適用区分(I又はII)の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合	22	削除 多士	(削除) 70歳以上で「標準報酬月額83万円以上(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得145万円以上)の世帯」の適用区分(IV)の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合であって、難病法による特定医療又は特定疾患治療研究事業に係る公費負担医療(入院に限る)の自院における高額療養費の支給が直近12か月間において4月日以上である場合	26	区ア	70歳未満で以下のいずれかに該当する場合 ① (変更なし) ② 「標準報酬月額83万円以上(国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得901万円超)の世帯」の適用区分(ア)の記載のある難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という)に基づく医療受給者証(以下「特定医療費受給者証」という)、特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証が提示された場合(特記事項「31」に該当する場合を除く) 70歳以上で以下のいずれかに該当する場合 ① 「標準報酬月額83万円以上(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得690万円以上)の世帯」の高齢受給者証又は後期高齢者医療被保険者証(一部負担金の割合(3割))の提示のみの場合 ② 「標準報酬月額83万円以上(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得690万円以上)の世帯」の適用区分(VI)の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合(特記事項「31」に該当する場合を除く)	27	区イ	70歳未満で以下のいずれかに該当する場合 ① (変更なし) ② (変更なし) 70歳以上で以下のいずれかに該当する場合 ① 「標準報酬月額53万～79万円(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得380万円以上)の世帯」の限度額適用認定証(適用区分が(現役並みⅡ又は現役Ⅱ))が提示された場合 ② 「標準報酬月額53万～79万円(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得380万円以上)の世帯」の適用区分(V)の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合(特記事項「32」に該当する場合を除く)	28	区ウ	70歳未満で以下のいずれかに該当する場合 ① (変更なし) ② (変更なし) 70歳以上で以下のいずれかに該当する場合 ① 「標準報酬月額28万～50万円(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得145万円以上)の世帯」の限度額適用認定証(適用区分が(現役並みⅠ又は現役Ⅰ))が提示された場合 ② 「標準報酬月額28万～50万円(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得145万円以上)の世帯」の適用区分(IV)の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合(特記事項「33」に該当する場合を除く)
コード	略号	内 容																									
17	削除 上位	(削除) 70歳以上で「標準報酬月額83万円以上(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得145万円以上)の世帯」の適用区分(IV)の記載のある難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という)に基づく医療受給者証(以下「特定医療費受給者証」という)又は特定疾患医療受給者証が提示された場合(特記事項「22」に該当する場合を除く)																									
18	削除 一般	(削除) 70歳以上で「標準報酬月額26万円以下(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得145万円未満)の世帯」の適用区分(III)の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合(特記事項「24」の②に該当する場合を除く)																									
19	削除 低所	(削除) 70歳以上で「低所得者の世帯」の適用区分(I又はII)の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合																									
22	削除 多士	(削除) 70歳以上で「標準報酬月額83万円以上(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得145万円以上)の世帯」の適用区分(IV)の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合であって、難病法による特定医療又は特定疾患治療研究事業に係る公費負担医療(入院に限る)の自院における高額療養費の支給が直近12か月間において4月日以上である場合																									
26	区ア	70歳未満で以下のいずれかに該当する場合 ① (変更なし) ② 「標準報酬月額83万円以上(国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得901万円超)の世帯」の適用区分(ア)の記載のある難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という)に基づく医療受給者証(以下「特定医療費受給者証」という)、特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証が提示された場合(特記事項「31」に該当する場合を除く) 70歳以上で以下のいずれかに該当する場合 ① 「標準報酬月額83万円以上(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得690万円以上)の世帯」の高齢受給者証又は後期高齢者医療被保険者証(一部負担金の割合(3割))の提示のみの場合 ② 「標準報酬月額83万円以上(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得690万円以上)の世帯」の適用区分(VI)の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合(特記事項「31」に該当する場合を除く)																									
27	区イ	70歳未満で以下のいずれかに該当する場合 ① (変更なし) ② (変更なし) 70歳以上で以下のいずれかに該当する場合 ① 「標準報酬月額53万～79万円(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得380万円以上)の世帯」の限度額適用認定証(適用区分が(現役並みⅡ又は現役Ⅱ))が提示された場合 ② 「標準報酬月額53万～79万円(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得380万円以上)の世帯」の適用区分(V)の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合(特記事項「32」に該当する場合を除く)																									
28	区ウ	70歳未満で以下のいずれかに該当する場合 ① (変更なし) ② (変更なし) 70歳以上で以下のいずれかに該当する場合 ① 「標準報酬月額28万～50万円(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得145万円以上)の世帯」の限度額適用認定証(適用区分が(現役並みⅠ又は現役Ⅰ))が提示された場合 ② 「標準報酬月額28万～50万円(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得145万円以上)の世帯」の適用区分(IV)の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合(特記事項「33」に該当する場合を除く)																									

29	区エ	70歳未満で以下のいずれかに該当する場合 ① (変更なし) ② (変更なし) 70歳以上で以下のいずれかに該当する場合 ① 「標準報酬月額26万円以下(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得145万円未満)の世帯」の高齢受給者証又は後期高齢者医療被保険者証(一部負担金の割合(2割)又は(1割))の提示のみの場合 ② 「標準報酬月額26万円以下(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得145万円未満)の世帯」の適用区分(Ⅲ)の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合(特記事項「34」に該当する場合を除く)
30	区オ	70歳未満で以下のいずれかに該当する場合 ① (変更なし) ② (変更なし) 70歳以上で以下のいずれかに該当する場合 ① 「低所得者の世帯」の限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証(適用区分が(Ⅰ又はⅡ))が提示された場合 ② 「低所得者の世帯」の適用区分(Ⅰ又はⅡ)の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合
31	多ア	以下のいずれかに該当する場合 ① 70歳未満で(中略)(以下「特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」という) ② 70歳以上で「標準報酬月額83万以上(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得690万円以上)の世帯」の適用区分(Ⅵ)の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合(小児慢性特定疾病医療支援を除く)
32	多イ	以下のいずれかに該当する場合 ① 70歳未満で(中略)特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合 ② 70歳以上で「標準報酬月額53万～79万円(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得380万円以上)の世帯」の適用区分(Ⅴ)の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合(小児慢性特定疾病医療支援を除く)
33	多ウ	以下のいずれかに該当する場合 ① 70歳未満で(中略)特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合 ② 70歳以上で「標準報酬月額28万～50万円(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得145万円以上)の世帯」の適用区分(Ⅳ)の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合(小児慢性特定疾病医療支援を除く)
34	多エ	以下のいずれかに該当する場合 ① (変更なし) ② 70歳以上で「標準報酬月額26万円以下(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得145万円未満)の世帯」の適用区分(Ⅲ)の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合(小児慢性特定疾病医療支援を除く)。 難病法による特定医療又は特定疾患治療研究事業に係る公費負担医療(入院に限る)の自院における高額療養費の支給が直近12か月間において4月目以上である場合

■ 1769 「※2 適用区分一覧表」を右のように訂正

※2 適用区分一覧表

	受給者証の適用区分	レセプトの特記事項欄への記載		
70歳未満 高齢受給者 後期高齢者	ア	26 区ア	31 多ア	(※多数該当の場合)
	イ	27 区イ	32 多イ	(※多数該当の場合)
	ウ	28 区ウ	33 多ウ	(※多数該当の場合)
	エ	29 区エ	34 多エ	(※多数該当の場合)
	オ	30 区オ	35 多オ	(※多数該当の場合。高齢受給者、後期高齢者の場合は、多数回該当はない)

~~高齢受給者・後期高齢者について「特記事項」欄に記載するのは「特定医療」「特定疾患」の患者のみ。~~

※3 医療機関における難病法による特定医療及び小児慢性特定疾病医療支援の受給者証の提示パターンとレセプトの取扱いについて(平成30年8月1日以降、当面の間適用)

【所得区分の受給者証への反映ができていない場合】

提示パターン	レセプトの「特記事項」欄への記載と取扱い
反映後の受給者証	受給者証の所得区分に応じた記載とする

【所得区分の受給者証への反映ができていない場合】

	提示パターン	レセプトの「特記事項」欄への記載と取扱い
①	反映前の受給者証(受給者証に所得区分の記載がないもの)のみ	[70歳未満の場合] 特記事項へは記載しない [70歳以上の場合] 「29 区エ」を記載する
②	反映前の受給者証+「3割」(現役並み所得者の記載がある高齢受給者証等)	「26 区ア」を記載する
③	反映前の受給者証+限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に応じた記載とする

※ 本取扱いは、平成28年2月2日健難発第0202第1号通知「難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療に係る高額療養費の支給に係る事務について」及び平成28年2月2日健難発0202第2号通知「児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る事務について」に基づく内容である。

<p>■ 1779</p>	<p>左段下から</p>	<p>(10) <u>(削除)</u> ⇒ 本文削除する。 (11) <u>(削除)</u> ⇒ 本文削除する。 (12) <u>(削除)</u> ⇒ 本文削除する。 (15) <u>(削除)</u> ⇒ 本文削除する。</p>
<p>■ 1780 ～ 1781</p>	<p>右段3行目</p>	<p>(20) 70歳未満の場合であって、「標準報酬月額83万円以上（国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得901万円超）の世帯」の限度額適用認定証（適用区分が（ア）であるもの）が提示された場合又は「標準報酬月額83万円以上（国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得901万円超）の世帯」の特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証若しくは小児慢性特定疾病医療受給者証が提示された場合（特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合を除く）、又は70歳以上の場合であって、「標準報酬月額83万円以上（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得690万円以上）の世帯」の高齢受給者証若しくは後期高齢者医療被保険者証（一部負担金の割合（3割））の提示のみの場合又は「標準報酬月額83万円以上（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得690万円以上）の世帯」の適用区分（VI）の記載のある特定医療費受給者証若しくは特定疾患医療受給者証が提示された場合（特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合（小児慢性特定疾病医療支援を除く）を除く）には、「特記事項」欄に「区ア」と記載する。</p> <p>(21) 70歳未満の場合であって、「標準報酬月額53万～79万円（国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得600万円超～901万円以下）の世帯」の限度額適用認定証（適用区分が（イ）であるもの）が提示された場合又は「標準報酬月額53万～79万円（国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得600万円超～901万円以下）の世帯」の特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証若しくは小児慢性特定疾病医療受給者証（適用区分が（イ）であるもの）が提示された場合（特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合を除く）、又は70歳以上の場合であって、「標準報酬月額53万～79万円（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得380万円以上）の世帯」の限度額適用認定証（適用区分が（現役並みⅡ又は現役Ⅱ））が提示された場合又は「標準報酬月額53万～79万円（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得380万円以上）の世帯」の適用区分（V）の記載のある特定医療費受給者証若しくは特定疾患医療受給者証が提示された場合（特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合（小児慢性特定疾病医療支援を除く）を除く）には「特記事項」欄に「区イ」と記載する。</p> <p>(22) 70歳未満の場合であって、「標準報酬月額28万～50万円（国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得210万円超～600万円以下）の世帯」の限度額適用認定証（適用区分が（ウ）であるもの）が提示された場合又は「標準報酬月額28万～50万円（国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得210万円超～600万円以下）の世帯」の特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証若しくは小児慢性特定疾病医療受給者証（適用区分が（ウ）であるもの）が提示された場合（特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合を除く）、又は70歳以上の場合であって、「標準報酬月額28万～50万円（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得145万円以上）の世帯」の限度額適用認定証（適用区分が（現役並みⅠ又は現役Ⅰ））が提示された場合又は「標準報酬月額28万～50万円（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得145万円以上）の世帯」の適用区分（IV）の記載のある特定医療費受給者証若しくは特定疾患医療受給者証が提示された場合（特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合（小児慢性特定疾病医療支援を除く）を除く）には、「特記事項」欄に「区ウ」と記載する。</p> <p>(23) 70歳未満の場合であって、「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得210万円以下）の世帯」の限度額適用認定証（適用区分が（エ）であるもの）が提示された場合又は「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得210万円以下）の世帯」の特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証若しくは小児慢性特定疾病医療受給者証（適用区分が（エ）であるもの）が提示された場合（特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合を除く）、又は70歳以上の場合であって、「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得145万円未満）の世帯」の高齢受給者証若しくは後期高齢者医療被保険者証（一部負担金の割合（2割）又は（1割））の提示のみの場合又は「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得145万円未満）の世帯」の適用区分（Ⅲ）の記載のある特定医療費受給者証若しくは特定疾患医療受給者証が提示された場合（特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合（小児慢性特定疾病医療支援を除く）を除く）には、「特記事項」欄に「区エ」と記載する。</p> <p>(24) 70歳未満の場合であって、「低所得者の世帯」の限度額適用認定証若しくは限度額適用・標準負担額減額認定証（適用区分が（オ）であるもの）が提示された場合又は「低所得者の世帯」の特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証若しくは小児慢性特定疾病医療受給者証（適用区分が（オ）であるもの）が提示された場合（特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合を除く）、又は70歳以上の場合であって、「低所得者の世帯」の限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証（適用区分が（Ⅰ又はⅡ））が提示された場合又は「低所得者の世帯」の適用区分（Ⅰ又はⅡ）の記載のある特定医療費受給者証若しくは特定疾患医療受給者証が提示された場合には、「特記事項」欄に「区オ」と記載する。</p> <p>(25) 70歳未満において(20)における「標準報酬月額83万円以上（国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得901万円超）の世帯」の適用区分の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合、又は70歳以上において「標準報酬月額83万以上（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得690万円以上）の世帯」の適用区分（VI）の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合であって、特定疾病給付</p>

	<p>対象療養高額療養費多数回該当の場合（小児慢性特定疾病医療支援を除く）には、「特記事項」欄に「多ア」と記載する。</p> <p>(26) <u>70歳未満において(21)における</u>「標準報酬月額53万～79万円（国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得600万円超～901万円以下）の世帯」の適用区分の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合、又は70歳以上において「標準報酬月額53万～79万円（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得380万円以上）の世帯」の適用区分（V）の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合（小児慢性特定疾病医療支援を除く）には、「特記事項」欄に「多イ」と記載する。</p> <p>(27) <u>70歳未満において(28)における</u>「標準報酬月額28万～50万円（国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得210万円超～600万円以下）の世帯」の適用区分の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合、又は70歳以上において「標準報酬月額28万～50万円（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得145万円以上）の世帯」の適用区分（IV）の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合（小児慢性特定疾病医療支援を除く）には、「特記事項」欄に「多ウ」と記載する。</p> <p>(28) <u>70歳未満において(23)における</u>「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得210万円以下）の世帯」の適用区分の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合、又は70歳以上において「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得145万円未満）の世帯」の適用区分（III）の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合であって、<u>特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合（小児慢性特定疾病医療支援を除く）難病法による特定医療又は特定疾患治療研究事業に係る公費負担医療（入院に限る）の自院における高額療養費の支給が直近1・2か月間において4月日以上である場合には</u>、「特記事項」欄に「多エ」と記載する。</p> <p>(29) <u>70歳未満において(24)における</u>「低所得者の世帯」の適用区分の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合には、「特記事項」欄に「多才」と記載する。</p>
--	--

最新の正誤表については、保団連 HP (<http://hodanren.doc-net.or.jp/>) でも紹介していきますので、ご確認ください。

保団連正誤表

検索

<http://hodanren.doc-net.or.jp/>

